

議案第 18 号

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（案）

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年岬町条例第
8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年岬町条例第8号）

新	旧
第1条～第2条（略） （園路及び広場） 第3条（略） （1）～（5）（略） （6）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、令第1条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7）（略） 以下（略）	第1条～第2条（略） （園路及び広場） 第3条（略） （1）～（5）（略） （6）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、令第1条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7）（略） 以下（略）